

意匠権の保護対象の拡大（操作画面等の保護）

1. 問題の所在

情報通信技術の発達に伴い、社会における情報化、ネットワーク化が進み、有線、無線を問わずネットワークインフラが整備されている。また、パソコン、携帯電話、PDA等に代表される情報通信機器や最新のデジタル技術を利用した家電も幅広く商品化されている。

こうした情報機器を取り巻く社会状況の変化に伴い、各種のソフトウェアによって情報機器の表示画面上においてインターフェイスとして様々な機能を発揮する画面デザインが重要な要素となっており、各企業においても、デザイン開発の投資や領域は、3次元の製品のデザインだけでなく、画面デザインへと拡大してきている。

現行の意匠制度においては、画面デザインのうち、限定された要件を満たすもののみが保護されており、十分な保護とはなっていない。

2. 対応の方向

現行の意匠法においても、初期画面や専用機に表示される画面については、物品の一部又は部分意匠として意匠登録が可能となっているが、こうした保護の延長として、初期画面以外の画面や汎用機に表示される画面のデザインについても、米国、欧州、韓国等と同程度の保護を行う。

画面の連続的な変化の仕方の態様については、現行法と同様に意匠法の保護対象外とする。ただし、一つの画面の一部が形態的な関連性を有して変化する場合については例外的に意匠法の保護対象とする。

意匠法では、あくまでも外観から生じる美感を保護するものであるため、画面デザインを構成するソフトウェアそのものやデザインコンセプトといった創作物は、意匠法による保護の対象外とする。

3. 具体的な対応の方向

(1) 意匠の特定

現行法における意匠の特定

現行の意匠法においては、意匠とは、「物品（物品の部分を含む。第8条を除き、以下同じ。）の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であつて、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。」と規定されており（意匠法第

2条第1項) 物品については、意匠審査基準において、「意匠法の対象とする物品は、有体物のうち、市場で流通する動産をいう。」と説明されている。

したがって、動産でないもの、固体以外のもの(電気、光、熱、液体)粉状物や粒状物に関するデザインについては一定程度の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合が認識されるとしても意匠法の保護対象とはなっていない¹。

意匠登録出願をする際は、意匠に係る物品を願書に記載することが必要であり(意匠法第6条第1項第3号) 経済産業省令で定める物品の区分に基づき記載することとなっている(意匠法第7条、意匠法施行規則第7条、別表第1備考1)。

意匠を構成しない場合は、意匠法第3条柱書違反として、拒絶理由(意匠法第17条)、無効理由(意匠法第48条)となっている。

画面デザインに関する意匠の特定

意匠の定義に規定されている物品(意匠法第2条)について、表示部を有する機器又は表示部に接続された機器の画面を規定する。

画面デザインは、原則としてソフトウェアによって構成されるものであり、機器等に内蔵された状態、又は記録媒体に記録された状態で流通する場合やネットワークにおいて流通する場合等が想定される。このため、特許法における考え方と同様に、物品の定義を無体物まで拡大することによって、ソフトウェアを物品として追加することは、画面デザインの保護に関して一つの選択肢となり得る。

一方、画面デザインは、機器等の表示部に表示されて初めてその機能や用途を発揮できるものであり、ソフトウェアそのものの外観であるとの論理が成り立ちにくいのではないかとこの考え方もあり得る。そこで、より実態に即した形で保護を行うため、意匠の保護対象となる物品の定義を、機器等の表示部に表示された画面に拡大し、その形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合を意匠として定義することが適切であると考えられる。

また、このように定義した場合、直接の保護対象はあくまでも表示部に表示されたデザインであり、ソフトウェアを保護するものではない

¹ 『意匠審査基準』特許庁審査業務部意匠課 意匠審査基準室 平成14年1月 8頁から9頁

いことから、保護と効果のバランスとの観点からも適切なものとなると考えられる。

保護対象となる画面デザインの境界領域

保護対象となるデザインが過度に拡大するおそれがあることから、意匠法による保護の対象となる画面については、機器等に内蔵されているプログラムに対してユーザーが指令を与えるために用いられる画面等（以下、操作画面という）に限定する。

意匠法による保護の対象となる「物品」の概念に「機器等の表示部に表示された画面」を加えた場合、専用機器の画面に表示される図形・形象やソフトウェアによって汎用途の表示機器の画面に表示される図形・形象だけでなく、汎用途の表示機器の画面に表示される全ての図形や形象までが保護対象となる。

このため、汎用途の表示機器に表示された映画や放送の一画面やゲームの状況を表示しているだけの画面といった、産業財産権法による保護が馴染まないものまで、登録の対象となる可能性がある。

このように、保護対象となる画面デザインが過度に拡大するおそれがあることから、意匠法による保護の対象となる画面デザインについては、例えば、機器等に内蔵されているプログラムに対してユーザーが指令を与えるために用いられる画面等（以下、操作画面という）に限定することとしてはどうか。

操作とは、製品として擬物化された画面上の操作部に対してマウス等で指示を与えること、或いは、特定したデータに関して入力、消去、選択、決定、特定作業候補表示、特定作業指示、状態変更指示等をキーボード、マウス等で行うことを指すこととするのはどうか。

意匠に係る物品の記載内容

意匠に係る物品（意匠法第6条第1項）について、省令において、具体的な物品の区分名を定める。

物品の区分名の例

「デジタルビデオディスクプレーヤー用操作画面」

「在庫管理ソフトウェア用操作画面」

「出力管理ソフトウェア用操作画面」

意匠が具体的であるか否かの観点

願書に添付された図面において、機器等の表示部に表示された画面について、操作の指示・作業領域であるのか、単なる装飾的な表現の部分であるのか区別が分かりづらい場合があるので、各部を示す参考図等で操作の作業領域を示し、意匠を具体的なものとする。

(2) 意匠の類否判断

現行法における意匠の類似

現行の意匠の類否判断において、物品の認定は重要な要素となっており、それぞれの意匠に係る物品の用途及び機能が同一又は類似であるかについて判断し、更に、それぞれの意匠に係る物品の形状、模様、色彩又はこれらの結合が同一又は類似であるかについて判断するものとなっている。なお、最高裁判例においても、「意匠法3条1項3号は、意匠権の効力が登録意匠に類似する意匠すなわち登録意匠にかかる物品と同一または類似の物品につき一般需要者に対して登録意匠と類似の美感を生ぜしめる意匠にも及ぶものとされている（法23条）ところから、右のような物品の意匠について一般需要者の立場からみた美感の類否を問題にするのに対し、3条2項は、物品の同一または類似という制限をはずし、社会的に知られたモチーフを基準として、当業者の立場からみた意匠の着想の新しさないし独創性を問題とするものであって」（最判昭49年3月19日民事判例集28巻2号308頁）と判示されており、意匠の類否判断においては、物品の同一又は類似は重要な判断事項となっている。

画面デザインに関する類否判断

意匠に係る物品の記載を考慮して、同一又は類似の物品であると判断される画面デザインについて意匠の具体的な類否判断を行う。

画面デザインの類否判断においては、画面デザインの具体的態様を構成する図形的要素について、その部分の用途・機能を特定して、用途・機能が同一又は類似するかを判断したうえで、当該部分の形態等が同一又は類似するかを判断する。

(3) 意匠権侵害

現行意匠法における意匠権侵害

意匠権者は、登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品を業として製造し、使用し、譲渡し、貸し渡し、若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡しの申出（譲渡又は貸渡しのための展示を含む。以下同じ。）をする行為の停止又は予防をすることができる（意匠法第2条第3項、第23条、第37条第1項）。また、侵害の停止又は予防を請求するに際し、侵害の行為を組成した物の廃棄、侵害の行為に供した設備の除却その他の侵害の予防に必要な行為を請求することができる（第37条第2項）。

各行為の具体的な解釈は以下のとおり。

製造

製造とは物品を作り出す行為を指す。工業的生産物の新たな製造のみならず、組み立て、構築、成形なども含まれる。

使用

使用とは、登録意匠又はこれに類似する意匠の目的を達成するような方法で当該登録意匠又は類似する意匠に係る物品を用いることを指す。

譲渡

譲渡とは、登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品の移転であり、有償・無償を問わない。贈与、見本を無料配布する行為も譲渡となる。法律上請負と評価されるような対価を得て製造・納入する行為であっても譲渡にあたる（東京地判昭40.8.31判タ185号213）。

輸入

輸入とは外国にある貨物を日本に搬入する行為を指す。通説では、保税地域にある間は未だ輸入ではなく、保税地域から出て通関した時に輸入となると解されている。輸入は、登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品を使用、譲渡、貸渡しの目的をもってなされるものに限定されない。

貸渡し

譲渡の場合と同様、有償、無償を問わない。ただし、単なる物の寄託は、ここでいう貸渡しには含まれない。

申出

TRIPS協定に対応するため、平成6年改正で、譲渡又は貸渡しのための展示を含む譲渡又は貸渡しの申出一般を実施の一態様とした。ただし、観客に見せるだけの単なる博覧会や客寄せのための展示は、登録意匠等の

実施とはならない。

プログラム等に関する産業財産権におけるこれまでの改正の経緯

- (ア) 平成 14 年改正 A (プログラム等が保護対象となることの明確化、ネットワークを通じたプログラム等の提供行為が発明の実施に含まれることの明確化)

改正の概要

- (1) 「物」に「プログラム等」が含まれることを明示的に規定することにより、記録媒体に記録されないプログラム等の情報財がそれ自身として特許法における保護対象となり得ることを明確化した。
- () 発明の実施行為に、「(プログラム等の)電気通信回線を通じた提供」を加えることにより、ネットワークを通じたプログラム等の提供行為が発明の実施に含まれることを明確化した。

改正条文

(定義)

第二条 (略)

2 (略)

3 この法律で発明について「実施」とは、次に掲げる行為をいう。

一 物(プログラム等を含む。以下同じ。)の発明にあつては、その物の生産、使用、譲渡等(譲渡及び貸渡しをいい、その物がプログラム等である場合には、電気通信回線を通じた提供を含む。以下同じ。)若しくは輸入又は譲渡等の申出(譲渡等のための展示を含む。以下同じ。)をする行為

二 方法の発明にあつては、その方法の使用をする行為

三 物を生産する方法の発明にあつては、前号に掲げるもののほか、その方法により生産した物の使用、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為

4 この法律で「プログラム等」とは、プログラム(電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。以下この項において同じ。)その他電子計算機による処理の用に供する情報であつてプログラムに準ずるものをいう。

関連する改正

- ・特許法第 104 条の 2 (具体的態様の明示義務)
「物件」を「物」に改めることにより、「物件」にも「プログラム等」が含まれることを明確化した。
- ・特許法第 101 条 (侵害とみなす行為)、特許法第 112 条の 3 (回復した特許権の効力の制限)、特許法第 175 条 (再審により回復した特許権の効力の制限)、特許法第 188 条 (虚偽表示の禁止)²
「譲渡」、「貸渡し」を、電気通信回線を通じた提供を明示的に含ませた用語である「譲渡等」に改めたことに対応し、同様の改正を行った。
- ・実用新案法第 27 条 (差止請求権)、実用新案法第 28 条 (侵害とみなす行為)、実用新案法第 33 条の 3 (回復した実用新案権の効力の制限)、実用新案法第 44 条 (再審により回復した実用新案権の効力の制限)
- ・意匠法第 37 条 (差止請求権)、意匠法第 38 条 (侵害とみなす行為)、意匠法第 44 条の 3 (回復した意匠権の効力の制限)、意匠法第 55 条 (再審により回復した意匠権の効力の制限)
実用新案法及び意匠法の保護対象である「物品」に無体物である「プログラム等」は含まれないため、実用新案法及び意匠法における「物品」及び「実施」の定義についての改正は行われなかった。
しかしながら、実用新案法及び意匠法の間接侵害規定における、考案又は意匠に係る物品の製造に用いる「物」には、実用新案権又は意匠権を侵害する物品を製造するために用いられる工作機の制御プログラム等が含まれ得るため、これに対応するための改正が行われた。

(イ) 平成 14 年改正 B (間接侵害規定の拡充)

改正の概要

- ()改正前の間接侵害規定について、「～にのみ使用する物」の「のみ」という要件が厳格に解釈されると、間接侵害が認められにくいとの問題が指摘されていた。特に、ソフトウェア関連発明については、ソフトウェアの部品にあたる各モジュールが一般的に他のソフトウェアの開発にも使えるように汎用性を持たせて作られているため、間接侵害規定の適用による救済がほとんど受けられないとの懸念が

² さらに、表記統一のため「附する」を「付する」に改正

あり、また、欧米との国際調和の観点から、特許法第 101 条に、客観的要件と主観的要件の両面から侵害の予備的又は幫助的行為を規定する欧米型の間接侵害規定を追加した。

- ()特許法第 2 条第 3 項の改正に合わせ、第 101 条に規定される間接侵害行為についても「生産、譲渡等、輸入又は譲渡等の申出」と改正した。

改正条文

(侵害とみなす行為)³

第百一条 次に掲げる行為は、当該特許権又は専用実施権を侵害するものとみなす。

一 特許が物の発明についてされている場合において、業として、その物の生産にのみ用いる物の生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為

二 特許が、物の発明についてされている場合において、その物の生産に用いる物(日本国内において広く一般に流通しているものを除く。)であつて、その発明による課題の解決に不可欠なものにつき、その発明が特許発明であること及びその物がその発明の実施に用いられることを知りながら、業として、その生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為

三 特許が方法の発明についてされている場合において、業として、その方法の使用にのみ用いる物の生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為

四 特許が方法の発明についてされている場合において、その方法の使用に用いる物(日本国内において広く一般に流通しているものを除く。)であつてその発明による課題の解決に不可欠なものにつき、その発明が特許発明であること及びその物がその発明の実施に用いられることを知りながら、業として、その生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為

関連する改正

- ・特許法第 112 条の 3 (回復した特許権の効力の制限) 特許法第 175 条 (再審により回復した特許権の効力の制限)

特許法第 101 条の改正に合わせて、特許権の効力の及ばない行為と

³ 新たに追加された第 101 条第 2 号、第 4 号についても、特許法第 65 条第 5 項 (出願公開の効果等) の規定により補償金請求権に準用される。

- して規定された行為のうち、間接侵害行為に関する個所を改正した。
- ・特許法第 65 条（出願公開の効果等）
新たに追加された特許法第 101 条第 2 号、第 4 号についても、特許法第 65 条第 5 項の規定により補償金請求権に準用されることとなった。
 - ・実用新案法、意匠法の同趣旨の改正については各法を参照。

物がプログラム等である場合の実施規定の解釈

平成 14 年法改正は保護対象の内容について確認改正を行うという立場であったことから、実施行為については、製造を生産に変更したこと以外は、条文改正、解釈変更を行っていない。よって、物がプログラムである場合に限った実施行為について 14 年法改正時に解釈確認が行われてはいないので、今回、便宜的にプログラムの技術的、機能的特性を考慮し、以下の当てはめを行うこととする。

生産

プログラマーがソースコードを打ち込んで、それをコンパイルし、実行可能なオブジェクトコードを生成し、最終的には記録媒体に記録する行為。また、プログラムのコピーを行い、記録媒体に記録する行為⁴。

使用

プログラムをメモリにいれて機器等の演算装置を動かす行為、また電気通信回線を通じて（同一構内のものも含む）複数の演算装置を動かす行為

譲渡

プログラムを保存した記録媒体を譲り渡す、プログラムを記録装置にいれた機器等を譲り渡す行為、又は、電気通信回線を通じてプログラムを譲り渡す行為。

輸入

輸入とは留め置いていた保税地域から出したプログラムを保存した記録媒体、またはそのプログラムをメモリにいれた機器を通関させる行為。

貸渡し

プログラムを保存した記録媒体を貸し渡す、プログラムをメモリにいれ

⁴ 「プログラムにおける特許法と著作権法の抵触権利調整について」加藤浩一郎 p55 『パテント』2004

た機器を貸し渡す、又は、電気通信回線を通じて貸し渡す行為。

申出

プログラムを保存した記録媒体を譲り渡すことや貸し渡すことを申し出る行為、プログラムをメモリにいった機器を譲り渡すことや貸し渡すことを申し出る行為、又は、電気通信回線を通じて譲り渡すことや貸し渡すことを申し出る行為。

画面デザインに関する実施規定の在り方

現行法の実施規定と同様の規定とし、その解釈については、画面デザインの特性及び想定される具体的な実施内容を考慮したものとする。

製造

操作画面等を構成する電子的な情報を生成し、何らかの記録装置（メモリ）若しくは記録媒体（HD、CD-ROM等）に記録する行為、又は、生成され記録された電子的情報を別の記録媒体にコピーする行為。

使用

操作画面等を機器等の表示部に表示し、操作して演算装置に指示を与える行為

譲渡

機器等の表示部に操作画面等を表示することが可能な電子的情報を記録した記録媒体や当該電子的情報を記録した記録装置を組み込んだ機器等を譲り渡す行為、又は、電気通信回線を通じて当該電子的情報を譲り渡す行為

輸入

機器等の表示部に操作画面等を表示することが可能な電子的情報を記録した記録媒体や当該電子的情報を記録した記録装置を組み込んだ機器等を保税地域から出して通関させる行為

貸渡し

機器等の表示部に操作画面等を表示することが可能な電子的情報を記録した記録媒体や当該電子的情報を記録した記録装置を組み込んだ機器等を貸し渡す行為、又は、電気通信回線を通じて貸し渡す行為

申出

機器等の表示部に操作画面等を表示することが可能な電子的情報を記録した記録媒体や当該電子的情報を記録した記録装置を組み込んだ機器等を譲り渡すことや貸し渡すことを申し出る行為、又は、電気通信回線を

通じて譲り渡すことや貸し渡すことを申し出る行為

論点

操作画面等が用いられるプログラムについては、プラットフォーム(OS)、ミドルウェア、アプリケーション等のように相互に階層構造をもつことを前提として、それぞれ別個のプログラムとして生産、流通される等、創作者の関係が複雑となる傾向があるが、何らか特別な対処が必要か。

また、共通の操作画面等を利用しながら別のプログラムが生産されることもあるので、これについても創作者の関係等について何らかの特別な対処が必要か。

操作画面等のデザインの仕様を決め、その仕様で生産するよう指示を出した者について、実施者又は侵害者としての位置づけを考慮することが必要か。

(4) その他

動的意匠

現行の意匠法においては、意匠に係る物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合がその物品の有する機能に基づいて変化する場合において、その変化の前後にわたるその物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合について意匠登録を受けることができる旨規定されている(意匠法第 6 条第 4 項)。

動的意匠と関連させて、形態上、何らかの関連性が認められる画面の変形・変化等については、変化の前後にわたる形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合について意匠登録を認める。

部分意匠

意匠の特定において画面デザインの一単位が明確になるのであれば、現行法における部分意匠の考え方を前提に、画面デザインに関する部分意匠登録を認めるものとするについてどのように考えるか。

組物の意匠

同時に使用される複数の画面デザインというものが観念されないことから、画面デザインについては組物の意匠の登録を認めないものとする

についてどのように考えるか。

著作権との関係

画面について操作性を有するものと保護対象を限定することとした場合、結果的に、意匠権と著作権で保護される範囲との切り分けがある程度図られることとなるが、著作権との関係については、敢えて特別の規定を設け、明確化することが必要か。

一方、既に現行の意匠法においても、3次元の物品について登録された意匠の一部が、著作権によって保護されている著作物と重複するが発生している。このため、意匠法第26条において、著作権との調整規定が設けられており、事後的な権利調整が図られている。このため、画面デザインについても、登録の段階で著作権との切り分けを図るのではなく、事後的な権利調整に委ねることが適切か。